様式第2号(第3条関係)

聴聞公示通知書

　　不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、行政手続法第15条第3項又は出雲市行政手続条例第15条第3項の規定により、次のとおり公示します。

　　なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するので申し出てください。

　　　　　年　　月　　日

行政庁

|  |  |
| --- | --- |
| 聴聞の件名 | 　 |
| 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名 | 　 |
| 不利益処分の名あて人となるべき者の住所 | 　 |
| 聴聞の期日 | 　 |
| 聴聞の場所 | 　 |
| 聴聞に関する事務を所掌する組織 | 名称所在地 |

　　この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。